

若者出会い創出業務に係る公募型企画競争を実施するので、下記のとおり告示する。

平成 29 年（2017 年）4 月 10 日

札幌市長 秋 元 克 広



記

1 担当部局

〒060-0051 札幌市中央区南 1 条東 1 丁目

大通バスセンタービル 1 号館 3 階

札幌市子ども未来局子ども育成部子ども企画課

電話 (011) 211-2982

2 公募に関する事項

(1) 業務名

若者出会い創出業務

(2) 業務内容

若者の理想のライフプランの実現を支援することを目的に、出会いのためのイベントやボランティア活動等を企画・実施し、結婚を希望する若者の出会いの機会を創出する業務。詳細は企画提案仕様書による。

(3) 履行期間

平成 29 年 6 月上旬から平成 30 年 3 月 31 日まで

(4) 契約に至るまでの流れ

ア 企画競争参加者の募集及び企画提案書の受付

イ 企画提案書プレゼンテーションの実施

ウ 企画競争実施委員会による審査

エ ウの審査において最も評価が高い 1 者を契約候補者として選定

オ 上記エの契約候補者と所定の手続を経て、委託契約を締結する。

なお、企画競争の応募方法及び提出書類の詳細については、「若者出会い創出業務企画提案説明書」及び「若者出会い創出業務企画提案仕様書」による。

3 参加資格

この企画提案に応募する事業者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 札幌市内に事務所又は支社、支店を有し、札幌市内で事業を実施することができること。

- (2) 平成 30 年 3 月 31 日を有効期限とする札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 1 項第 2 号の規定によるもの）に該当しない者。又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者が経営、運営に関係していないこと。
- (5) 政治団体（政治資金規正法第 3 条の規定によるもの）に該当しないこと。
- (6) 宗教団体（宗教法人法第 2 条の規定によるもの）に該当しないこと。
- (7) 特定の公職者（その候補者を含む）若しくは政党を推薦し、支持し又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。
- (8) その他札幌市契約規則及び札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領の規定に基づく入札参加者の不適合要件に該当しないこと。

4 手続き等

(1) 企画提案説明書等

平成 29 年 4 月 10 日（月）から札幌市公式ホームページにて公開

(2) 質問書の受付期限

平成 29 年 4 月 20 日（木）

(3) 参加意向申出書の提出期限

平成 29 年 5 月 2 日（火）

(4) 企画提案書の提出期限

平成 29 年 5 月 9 日（火）

5 提案内容の審査

(1) 審査（ヒアリング）

審査に当たって、若者出会い創出業務企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）によるヒアリングを行う。

ヒアリングは平成 29 年 5 月 15 日（月）を予定しており、詳細については、応募申請書を提出した者へ別途通知する。

(2) 審査方法

企画提案書の内容及びヒアリングの結果をもとに総合的に審査を行い、実施委員会委員による協議のうえ、契約候補者を選定する。

なお、応募者が 1 者の場合は、審査の結果、最低基準点（24 点）を超えた場合にその者を契約候補者とする。

6 その他

- (1) 企画提案に係る一切の経費は参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出後の企画提案書等の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (4) 提出された企画提案書等は、札幌市情報公開条例の定めるところにより、公開されることがある。
- (5) 企画提案に当たって虚偽の記載及び申告等不正とみなされる行為があったときは、その企画提案を無効とする。
- (6) 詳細は企画提案説明書及び企画提案仕様書による。